

# 刑事八〇三号法廷

高橋玄洋

放送日 昭和38年2月12日

番組名 判決

(中外製薬 ニッカウキスキー)

制作 NETテレビ

演出 八橋 卓

音楽 渡辺 浦人

法廷指導 矢崎 憲正

登場人物

岡崎 佐分利 信

岸本 仲谷 昇

田中 沢本 忠雄

井上 河内 桃子

石原 小川 治彦

早川 金井 克美

被告 三島 耕

## 1 東京地裁の廊下

三々五々人だまりがして、小声でささやいたり、煙草を飲んだりしている――カメラ進んで行く。

頭をかかえてうずくまっている老婆。

話をしている二人連れ。

女 房 家にも世間態ちゆうもんがあるけんなあ……もうこれで三回目じやろ。何辺捕まれば目が覚めてくれるのかねえ……。

三人連れの男。

男 1 大丈夫、執行猶予は間違いないよ。

男 2 しかし、大人しそうな裁判長が案外きついつて云うからな。

男 3 (男2の肩をたたき) 心配するなって。

若い女と若い男、無言で立っている。その手は不安そうに握られている。

証人に呼ばれた、山本、春江、羽田がベンチに坐っている。

山 本 何を聞かれるのかな。

春 江 聞かれてやましいことでもあるの、あんた？

羽 田 ……。

横目で二人をチラと見る羽田。(以上、いずれも靴をはいている)  
開廷中のランプ。

O・L。

## 2 法廷

正面に裁判長(五五才)、左陪席(二十九才)、右陪席(四十才)。  
草履に靴下の男(被告人、高井成一)が宣誓台に立っている。

検察官 自己の応対する阪井年男方住宅に延焼することを認識しながら、前記の方法によって点火して、放火し、もって人の現住かつ現住しない自己の店舗、隣接する店舗各一棟、並びに右阪井方住宅一棟を全焼するに至らしめたものである。罪名、現住建造物放火。罰条、刑法第一〇八条。

高井、聞いている。

裁判長 被告人は、この法廷で裁判官、検察官、弁護人からきかれても何も述べないでよろしい、それによって何も不利益は受けない。しかし、云い度いこと、弁解したいことは自由に述べなさい。ただ、被告がこの法廷で述べたことは、被告の不利益な証拠にもなるからそれを知った上で述べるように。わかったね……。では検察官が今朗読した起訴状の事実についてはどうかね。

被 告 でしたらめです。放火なんて大それたことは絶対やってません。本当です。私は無罪なんです。警察でしゃべったことは皆ウソなんです。

検察官、顔を上げる。

それを見ている岸本弁護士。

被告、席へ戻り傍聴席を盗み見る。

――傍聴席の山口芳江。

検察官、立ち上る。

検察官 (火災保険証書を示して) この保険契約書は、被告と東洋火災相互会社の間に取

りかわされたものでありまして、保険金額は被告の本店店舗の建物については二百万円、店の商品については五十万円となっております。(借用証書を示し) この証書は被告が金丸商事より本件建物を抵当として借り受けた借用証書でありまして、借入金一〇〇万円となっております。(帳簿を示し) この帳簿は被告の店のものでありまして、仕入れ先に対する未払代金は八十三万二千五百円となっております。いずれも犯行の動機についての立証であります。

廷吏、書類帳簿を検事から受取り書記官から裁判長に出す。  
裁判長、書類帳簿を見ながらメモしてゆく。

裁判長 (被告に) その当時に借金が元利合わせて約百二十万円、問屋からの売掛代金の滞納分が約八十三万円あったことについてはどうなのかね。

(メモ用紙)

保険金	借金	未払い
250 万	-(120 万 + 83 万)	
		= 47 万円
	検事主張の	
	動機—保険金	

被告 ハイ、大体それ位だったと思います。

裁判長 二百五十万円の火災保険に入っていたことも間違いないかね。

被告 ハイ。しかし、だからって、放火なんかしてまで。そうじゃありませんか、そんなことしたって直ぐに捕まる位い…私だって知ってます。

裁判長 それはこの法廷ではつきりすることになるのだからね。…被告は坐っていてよろしい。

被告、不承々々坐る。

検察官 裁判長、本件火災が放火によるものであることを立証するため、本件火災の発見者山本平助、上津原春江、及び出火原因の取調べに当たった消防庁技師塚富三一を証人として申請いたします。

裁判長 弁護人の御意見は。

岸本 どうぞ。

裁判官、会議。

裁判長 では三名を証人として取調べます。

廷吏、廊下へ。

### 3 廊下

扉の覗き窓からうかがっていた春江、あわててベンチへ——  
扉、開いて廷吏出て来る。

(殆ど廊下に人影はない)

廷 吏 山本さん、上津原さん。  
春江 ハイッ。  
廷 吏 塚富さん。  
塚 富 (なれた調子で立ち上る)  
廷 吏 入廷して下さい。  
羽 田 あの……羽田ですが……。  
廷 吏 羽田さん？ まだですね。  
一同入り羽田一人残る。落着きなく煙草をふかす。  
他の法廷の扉から若い女出て来て、窓の傍へ行きハンカチで目を押える。  
窓からビルの眺め。  
羽田いらいらしながら貧乏ゆすりをしているが、覗き窓から中を覗く。  
その入口の頭の上。

## 刑事八〇三号法廷

(テーマ)

### 4 法廷

(タイトルOL)

宣誓する三人。

山本平助が証人台へ坐る。他は傍聴席へ――

検 察 官 証人は、昨年十二月十日から十一日にかけての午前零時頃、どこにいましたか。

山 本 バー「ミサキ」で一杯やってみましたかね。

検 察 官 そのバーから何時頃出ましたか。

山 本 一時すぎだったけどね。

傍聴席の春江、嫌な顔をする。

検 察 官 それから、どうなさいましたか。

山 本 「ミサキ」のマダムと駅前を横切って、屋台のオデンを食べに行っただけですよ。

検 察 官、黒板の前にゆく。

検 察 官 オデン屋？……毎晩ここに出ているオデン屋ですね。(Xをつける)

山 本 そうです。

検 察 官 そこにどれ位居たのですか。

山 本 そうだねえ、三十分ぐらいかな、お銚子二本なんだから……。

検 察 官 それから？

山 本 そこを出てね、横丁を西へ入って……そう。その十字路を南へ曲ったんですよ、

そしたらどうです、一〇米程先の二階屋の窓が真赤でさあ、火の海ってんですかねえ。

さあ、あわてちゃってね、こりや大変だ、なにしろこっちの店はオガクズで建ててる様

なもんだからね、こりやいけねえってんで、駅前の交番へすつとんだんでさあ。

裁判長、証人の似顔を書いている。

「発見者」

検 察 官 発見した時、焰は何処から出ていましたか。

山本 二階のガラス窓のね、横だっけかな、何しろあわててたンでね。  
検察官 それからどうしましたか。

山本 どうしましたかって、弱っちゃうね、その晩、どこに泊ったかもお話ししなきゃいけないんで？（傍聴席で笑い声）

検察官 いや結構々々、尋問を終わります。

裁判長、似顔の横に「立証ズミ」さらに凶を書きかけて慌てて消す。

岸本、立ち上る。

岸本 火事を発見した時の時刻は何時でしたか。

山本 そうだねえ、もう一時半だつてんでオデン屋を出たんだからね。発見したのは一時四十分頃かな。

岸本 裁判長、この時刻については弁護人の後からの立証に関連しますので御銘記頂きます。（証人に向い）二階のガラス窓の下に小さなトタン屋根がありませんでしたか。

山本 一寸待って下さいよ。（と、思い出し）あったようだね、小さいのがね。

岸本 反対尋問を終わります。

山本 （気抜けした様に）もういいんですかい？

裁判官 ごくろうさんでした。では上津原証人。

山本と春江、交代する。

検察官 証人はバー「ミサキ」のマダムですね。

春江 やとわれマダムですけどね、月二万円の……あの、先刻山本さんは、うちが一時まで営業してた様なこと云ってましたけどね、十二時に鍵はチャンとかけたンですよ。

裁判官、苦笑。

検察官 証人は余計なことは云わないで、私の質問だけに答えて下さい。貴方は先ほどの

山本証人と一緒に火事を発見しましたね。

春江 ええ。

検察官 火はどこからどんな勢いで燃えていったンですか。

春江 ハイ、二階には全部火が廻ってたらしくって、ガラスが真赤になってましたがね、隣の金物屋さんとの間の壁だったか、敷居の辺が、ともかくその辺が燃えぬけて、そこから焰が吹き出しました。

検察官 では、ここから焰が吹き出していたのですね。（と、地図の隣家との間へ煙を書く）

春江 そうです。

検察官 山本証人はガラス窓の横から焰が出ていたように述べていましたが、どうですか。

春江 そんなこと云ってましたが、びっくりして、良く見なかったンじゃあないですか。

山本、検事いやな顔。

検察官 じゃあ、あなたの方が間違いないわけですね。

春江 ええ、間違いありませんとも。

検察官 それからどうしましたか。

春江 山本さんは「ヒヤアッ」って駅の方へトンスラしちゃいましたがね、私は寝てる人たちに知らせるのが一番だと思ってね、火事だ火事だって大声を出したンですよ。

裁判長の似顔、七分通り書けている。

「発見者」発火点？

検察官 時刻は何時頃でしたか。

春江 そうですね、一時半にはなっていないかったですら。

傍聴席の山本。

山本 ちがうよ、一時四十分だよ。何でえ、覚えてもいないくせに。

廷吏がかけつけて制止する。

裁判官達、苦笑する。

検察官 (苦笑しながら) 尋問を終わります。

岸本 立って黒板の処へ建物図画を持ってゆく。

岸本 焰が燃え出ていた箇所なんですがね、(と、ピンで止めて) 先程の証言ですと、

この部分と云うことになります。

春江 そうです、そこですよ。

岸本 その下に二階のトタン屋根がありましたね。

春江 あったようですね。

岸本 そのトタン屋根の直下の附近から電燈の引込み線が入っているのがわかりませんでしたか。

春江 そういえば赤い焰の前に黒い電線があったようですね。

岸本 そうでしょう。貴方方が立っていた直ぐ横の電柱から来ている引込み線があったのですが。処で、証人はこの引込み線の入っている附近から焰が出ていると述べましたね。

検察官 異議があります。この証人はさきほど赤い焰の前に黒い電線が見えたと述べているだけです。弁護人はこの黒い電線と云う供述を引込み線だとすりかえて質問しています。

裁判長 異議理由あり、誘導と認めます。

岸本 では、こうお尋ねしましょう。黒い電線は引込み線に間違いありませんね。

検察官 異議あり、誘導は許されません。

岸本 反対尋問に、この程度の誘導は許されます。

裁判長 異議理由あり、質問を変えなさい。

岸本 赤い焰の前に見えた電線は、引込み線でしたか、どうですか。

春江 さあ、そんなに大切なことなんですか？ 電線が見えただけですからね、引込み

線かどうかは一寸……ね。

岸本 その夜は風が強かったでしょうか。

春江 ええ、とつても寒い、強い風でした。屋台でものれんが髪にまわりついてね。

岸本 それでは、その強い風のために電線はフラフラゆれてトタン屋根に触れていたでしようね。

検察官 裁判長！ 異議ありッ。

岸本 いや、この程度で結構です。反対尋問を終わります。

裁判長 証人よろしい……。

次は、証人、塚富三一。

塚富、なれた調子で、立ってゆく。

春江、戻って来て、山本の隣へ坐る。  
春江 仕様がないわネ、一時過ぎまで店に居たなンテ。

山本 本当だから仕方ねえじゃないか。

春江 十二時過ぎまでやってたら風俗営業にひっかかる位い知ってるだろ？

山本 ウソを云わないってお誓いしたんだからな。仕方ねえさ。

春江 それにいらぬ旅館へ泊ったことまで云っちゃってさ。……はずかしいったらありやしない。

山本 うるせえな、はっきり云ったわけじゃねえやな。

春江 フン。

裁判長の声 傍聴人は静かにッ。

春江 それごらんよ。

検察官 火元となっている被告の店はどんな構造でしたか。

塚 富 そこにあります様に店舗の前面だけをモルタル塗りで格好をつけ、両側面と裏側はバラック様の延坪約六坪の木造二階建の建物でした。

検察官 火災の原因についてですが、漏電火災を推測させるような何らかの証拠はありま

検察官の声 (遠く) 証人は本件火災現場で火災の状況を調査したことがありますか。

塚 富 あります。

検察官 火災の程度は……？

塚 富 火元と推定される被告の店とその隣の金物店羽田さんの店、それからその隣の……住宅がみな全焼でした。特に被告の店は炭化状態も最も著しく、棟木柱等も殆どくずれ落ちておりました。

せんでしたか。

塚 富 漏電火災を推測させる資料は何も発見することはできませんでした。

検察官 漏電火災の際に、火災現場から発見される特徴はどういうものですか。

塚 富 一般に申しまして漏電々流が漏電箇所で金属材を流れていくときは、多くの場合は非常に高い熱を生じ、漏電箇所の金属材がとけてその痕跡を残します。これを融痕と呼んでいます。漏電火災の場合では、この融痕を示す金属材が発見されます。

裁判長、似顔を書いている。

“発火原因放火？ 漏電？”

検察官 本件の火災現場で漏電を示す融痕のついた金属材が発見されましたか。

擬 音 何も発見されませんでした。

検察官 尋問を終わります。

岸 本 では弁護士から伺いますが、電線の被覆が破れてトタン屋根に接触した場合に漏電の危険性はどうか。

検察官 異議があります。質問は仮定論で関連性のない質問です。

岸 本 なぜ関連性がないのですか？ (裁判長に) 裁判長、さきほどの証人は焰の前に電線を見たと言言しています。しかも二階のガラスの下にはトタン屋根があつたことも証言しています。(検事に向って) 検察官の異議は理由がありません。

検察官 しかし証人は引込み線付近から焰が出ていたと言言していません。いわんや電線とトタン屋根とが接触したことも証言されていません。弁護人の全くの仮定論で裁判官に本件火災が漏電によるものだと断を抱かせようとしているものであります。

岸 本 検察官の異議は関連なしとの主張ですが、予断を抱かせるからというのですが……。

裁判長、岸本に全部をいわせないで――

裁判長 よろしい。双方の御主張はよくわかりました。異議を棄却します。証人は質問に答えなさい。……黒板で説明してもいいですよ。

証人、黒板の前まで行き、余白に図を書きながら説明する。

塚 富 電流がトタン板を流れた場合には、トタン板自体は面積が大きいので、さほど熱を持ちません。しかしトタン板の継ぎ目のハンダ付けが悪く不完全ですと、この継ぎ目に電流が集中して発熱します。そしてこの箇所 접촉している木材が発火する可能性は大きいと云えるわけです。

岸 本 成る程、それから本件の店舗の様なモルタル塗りの壁に電流が流れた場合はどうなりますか。

塚 富 本件店舗のモルタル塗の中身は金網で、その金網は。

岸 本 本件火災は漏電を原因とする可能性が相当強いということになりますね。

検察官 裁判長、異議があります。証人は先ほどから検察官の質問に対して、本件には漏電火災の証拠は何一つ発見されず、従って漏電によるものではないと供述しております。しかるに弁護人はこの点について重複して、しかも不当な誘導を試みようとするものがあります。弁護人の質問は許されません。

岸 本 (検察官に向って) この証人は火災現場からは漏電の証拠は発見されなかったと述べてるだけです。(裁判長に) 漏電の証拠が発見されなかったことを直ちに漏電で

はない、というようにすりかえることは許されません。両者は別箇の事柄に属します。

裁判長 検察官の異議を棄却します。証人は質問に答えなさい。

塚 富 正確には弁護人の言われる通りです。漏電火災の証拠は発見されませんでした。本件火災が漏電によるものではないと断言はできません。

岸 本 裁判長、この点についての証言は特に御銘記願います。

裁判長の似顔。

岸本弁護士の似顔が書かれていてゴ、銘記ネガイマス。

岸本氏大いにガンバル。

岸 本 反対尋問を終わります。……裁判長、弁護人としては、ここで本件犯行の動機について争うため、類焼した隣家の金物店主羽田清を証人として申請いたします。

合議する裁判官。

## 5 廊下

ベンチは空席――廷吏、出て来る。

不安な表情の羽田、窓辺で振り返る。

廷 吏 羽田さん。

羽田、煙草をふみつけて入廷する。

浮浪者に近い男、その煙草をひろうとポケットにねじこんで去る。

廊下、無人となる――カメラ引くと、相変らず頭をかかえてうずくまっている老婆。

老婆 (かすかに口の中で) ナンマンダブ、ナンマンダブ、ナンマンダブ……。



## 6 法廷

宣誓台の羽田。

羽田 (読む) 良心に従って本当のことを証言します。知っていることを隠したり、ないことを加えたりなど決して致しません。右の通り誓います。

羽田、署名捺印する。

廷吏、宣誓書を書記官へ、書記官は裁判長へ。

裁判長 証言は裁判の元になる大切なものですからね。本当のことを述べて下さい。ことさらに嘘の証言をしますと、偽証罪として罰せられることがありますから注意しておきます。いいですね、ではそこにおかけなさい。

羽田、被告に一礼して証人席へ。

岸本 証人はこの被告の店の隣りにお店をお持ちですね。

羽田 左様、金物をやっています。

岸本 証人は店に寝泊りしておられますか。

羽田 いや、店として使うだけで、寝泊りはしておりません。

岸本 被告と同じようにですね、御商売は如何ですか。

羽田 よかないですね、今は不景気だからね。

岸本 失礼ですが、借金もありませんか。

羽田 一寸ばかりはね。

岸本 証人はこの火事があって間もなく金融業の山金さんに一二〇万円ばかりお返しに

なりましたね。

羽田 (ギクリとする、無言)

岸本 どうなのですか。

羽田 ……。

岸本 証人は証言を拒否されるのですか、それならその理由を裁判長に向かって述べて下さい。尤もあなたが自分白身罪になる様な事柄については証言をお断りになることは出来ませんがね。

羽田 いや言ったついでですよ……ええ、借金は返しました。

岸本 火災保険は受け取りましたか。

羽田 それは……ええ、勿論受け取りましたよ。

岸本 保険金額はいくらですか。

羽田 二〇〇万円です、だが、それがどうって云うんです。

岸本 こちらで聞いた事に答えて下さればよろしい。証人が受け取った保険金二〇〇万円と、今回の火災の損害とを較べていかがですか、保険金で損害を埋めてもまだ相当に余裕ができたンではありませんか。

羽田 ……。(汗をふく)

岸本 速記官、証人の答なしととっておいて頂きたい。ところで、この被告は、店に寝泊りしていないことは知っていますね。

羽田 (うなづく)

岸本 火災の当日、被告の店の鍵が壊れていたことは知っていますか。

羽田 知らないね、そんなこと。

岸本 あなたは火事のおさまりかけた頃、現場に来ていたそうですね。

羽田 店の辺が火事だつて云うから、あわてて来てみたんですよ。

岸本 放火犯人もよく現われるもんなんですがね。処で、(ゆつくりと) 証人はこの日の風の向きを御存知ですか。

羽田 いいや。

岸本 火は被告人の店から証人の店、その隣へ移ってゆきましたね。

羽田 (ぶつきらぼうに) ええ。

岸本 証人はこの火事で警察に取調べをうけたことが一回でもありますか、ありませんか。

羽田 ありませんね。

岸本 (ゆつくりと) この被告は借金があった、保険に入っていたということで疑われたのがね、同じような条件の証人には全然疑いがかからなかったわけですね。

羽田 (汗をふく) つけ火などしたことはないからね。

岸本 被告にもつけ火をしたと云う証拠はないのです。

羽田 私が……私が借金したからって、保険に入ってたからってそれがどうして……どうして……。

岸本 (ゆつくり) 尋問終了です。

岸本、坐る。

検察官 反対尋問は結構です……裁判長、検察官としては、次に被告人の自白関係について

て立証するため、被告を取調べた警察官戸田一郎の尋問を申請します。

裁判長、腕時計をみ、両陪席を観て、

裁判長 では戸田を尋問しますが、ここで五分休憩することとします。

廷吏 起立ッ。

裁判官達、退廷。

被告、手錠をかけられて退廷。

傍聴席の山口芳江、被告を見送ってから廊下へ――その後立っていた田中、岸本の処へ入ってゆく。

田中 先輩、いまの尋問は気持ちよかったですね。

岸本 ようッ。

田中 ……大体火災の原因は漏電である。仮に一步をゆずって漏電に疑いがあるとしても、隣の店主は被告と同一の動機をもっている。あの金物屋はこのままにしておくべきじゃありませんね。……裁判長の心証は間違はなくこっちに動いていますよ。

岸本 うん、(うれしそうに) ……で、田中先生はこの法廷で?

田中 井上さんと一緒に例の離婚事件ですよ。依頼者の御婦人、いったい別れようとする男を憎んでるのか憎んでないのか、僕にはサッパリです。全く女心って奴はわかりませんね。こっちも今休憩でしてね、井上先輩が目下その本心を確かめてる最中なんです。

岸本 その本心で奴、本人にも判らないんじゃないのか。

早川路子がカバンを持って入ってくる。

路子 おやじさんから重要連絡事項ですよ、廊下へ出てえッ。

岸本と田中、緊張して顔を見合す。

## 7 廊下

三人、つきあたりの窓の方へ行く。

芳江、岸本に頭を下げる。――岸本には誰だか判らない。

田中 被告の身内ですか？

岸本 孤児なんだがな、被告は……。

田中 じゃ恋人だ。

三人、窓の処へ来る。

路子、おもむろにカバンを開く。

路子 差入れよ。

田中 オッ！ すげえじゃないか。案外なところあるんだな。案外ヨカ女房になるかも知れんぞ。

路子 (コップにつきながら) 案外だけ余計よ。ウイスキーでなくてお気の毒さま。

路子、岸本のコップにつこうとして岸本の顔をみる。

岸本、じっと芳江を見ている。

路子 岸本先生ッ。

岸本 あッ、どうも。

路子 おやじさん、もうじき見える筈よ。

田中達、飲む。

路子 (老婆を見て) あのお婆さん、気分でも悪いのかしら？

田中 息子でも何かやったんだろう。お袋にああ云うのを見せると、僕のような息子を持ったことを感謝するんだろうがな。

手前の法廷から数人出て去る。

延吏B、出て老婆の処へ――

延吏B お婆さん、さあ、今度はあなたの裁判だよ。

老婆 済みません、ナンマンダブ、ナンマンダブ。

延吏B、掲示黒板に棒をひく。

黒板 “売春周旋、賭博……梅野ため”

延吏B あんたも飽きずによく来るな。

田中達、顔を見合せ笑う。

## 8 法廷

証人戸田一郎警部補が証言している。

岡崎も出廷している。

検察官 証人はこの被告を取り調べたことがありますか。

戸田 はい。

検察官 被告人は犯行を自白しましたか。

戸田 自分から進んでスラスラ自白し、すこしも手間がかかりませんでした。

検察官 証人は被告に無理なこと、例えば大声を出すとか、自白しないと留置場を出られ

ないとか、何かそんなことを云ったことはありませんか。

戸田 絶対にありません。

検察官 朝早くから、又は夜遅くまで調べたことはありませんか。

戸田 はじめから自白してるのですから、そんなことはありません。

検察官 しかし被告はこの法廷では証人の取調べがきつくて威圧され、それをのがれたいばかりに嘘の自白をしたように述べてますが、どうですか。

戸田 この被告がそんなことを云うとは到底考えられません。

検察官 初めから認めていたのですね。

戸田 そうですとも。

検察官 ところで犯行の動機について、どう述べていましたか。

戸田 借金を三〇〇万ほど背負って、その返済のメドがつかず、返済しないと本件家屋をとられてしまうことになった。どうせとられるのなら焼いて火災保険金を取って、その中から弁済もし、事業の再建もはかりたかったと述べていました。

検察官 放火前の被告の行動については、どう述べていましたか。

戸田 代々木の自分のアパートを夜十時頃に友人二人と出て、新宿で二時間近く飲み、酒が入って元気が出たところで、中央線の終電車に乗って八王子に行ったそうです。

検察官 それから？

戸田 家の中に入って二階で放火した。ただ慌てたため店の鍵を忘れて、ガラス戸をこじあけて入ったと云っていました。

検察官 どういう方法で放火したと述べていましたか。

戸田 ベンジンを古新聞紙十枚位にふりかけ、その上に梱包用の木枠を組んで、二階のガラス戸の下の畳の上で火をつけたと述べていました。

検察官 それからどうしたと云っていましたか。

戸田 土間のオートバイを出して表の戸を閉め、広い通りに出てからエンジンを入れて東京に逃げてきた。オートバイで帰ったのは電車もなかったからで、このオートバイは東京に帰ってから処分したそうで、処分先についてあたってみましたが被告の云う通りでした。

検察官 繰り返して聞きますが、被告は進んで自白したのですね。

戸田 ええ、こんな楽な放火事件は初めてで、疑う余地はありませんでした。

検察官 尋問を終わります。

裁判官 弁護人、反対尋問を。

岡崎 証人は被告の店の隣りの金物店の主人羽田氏を取り調べましたか。

羽田、けわしい顔。

戸田 いや調べていません。

岡崎 何故です。

戸田 被告がすぐ自白して自分がやったに間違いないと述べてましたし……。

岡崎 しかし羽田金物店主も借金に苦しんでいたことを御存知ですか？

戸田 いや、それは……。

岡崎 しかもですよ、本件火災で受取った保険金二〇〇万円で返済しているんですよ。これを一体どう考えますか。

傍聴席の羽田、何か云おうとする。

戸田 ……。

岡崎 お答えがなければそれでも結構です。それから証人は被告が鍵を忘れてガラス戸をこじあげたと自供したと証言していましたね。

戸田 はい。

岡崎 本当に鍵を忘れたのかどうか、どのようにして確かめられたのですか。

戸田 それは…しかし被告自身がそう言ったんですからね、間違いないと思いますね。

岡崎 大切な店の鍵ですよ。被告が何時もズボンに金の鎖で必ずつるしていたことを確かめなかったのですか。

戸田 ……。

被告、羽田を睨んでいる。

岡崎 確かめなかったのですね。この様な場合には被告以外の誰かがガラス戸をこじあけて入ったと考えて捜査するのが普通ではないのですか。

証人、助けを求めるようにして検事を見る。

検事、目を伏せる。

戸田 ……。

岡崎 被告がそう云ったから間違いないと思ったというわけですね。

戸田 そういうことになるわけです…。

岡崎 証人は取調べ中にこの被告に煙草を与えたことはありませんか。

戸田 はあ、実にスラスラと自供いたしましたして、全く手数もかかりませんし、何だか煙

草を非常に欲しがっているようにも…。

岡崎 (弁護人の尋問はこの辺りから鋭くなる) 戸田証人は弁護人の質問に対して余計なことを云わずにイエス、ノウの形で簡略に答えて下さい。判りましたね。

証人、うなづく。

岡崎 被告に煙草を与えたことがありますか、ありませんか。

証人、緊張する。

戸田 あります。

岡崎 何本、与えましたか。

戸田 四、五本と思います。

岡崎 白自調書をとる最中にも与えたことがありますか、ありませんか。

戸田 あります。

岡崎 そのとき何本与えましたか。

戸田 二本です。

岡崎 証人は被告に親子井を与えたことがありますか、ありませんか。

戸田 それは…しかも被告の御機嫌をとって白自して貰うようなことでは決して…

…。

岡崎 証人は質問に対してイエスカノウか結論を述べなさい。親子井を与えたことがありますか、ありませんか。

戸田 あります。

岡崎 白自調書をとったその当日ですか、それとも無関係な日ですか。

戸田 自白調書をとった日です。

岡崎 証人は被告がスラスラ自白したと述べていましたが、被告は一日六〇本にも達する煙草のみで、ニコチンの中毒症に近い身体だったことを知っていますか、知っていませんか。

戸田 (少し驚いた表情) 知りません。

岡崎 そのことを被告に尋ねたことはありませんか、ありませんか。

戸田 ありません。

岡崎 被告が自白したのは、初めて拘禁された留置場生活から来る圧迫感、それに加えて空腹と煙草の禁断症状から来る精神の不均衡によって取調官に迎合した供述をしたとは思いませんか、どうですか。

戸田 そんなことはないと思いますが……。

岡崎 被告のアリバイが立証されたとしても証人は、被告の自白が真実を述べていたものと確信できますか、どうですか。

戸田 (驚いた顔、無言)

検察官、異議のため立ち上ろうとするところを、

岡崎 反対尋問を終わります。

岸本、代って立ち上る。

岸本 弁護人としては、被告のアリバイを立証するため、被告人の友人、岡本昇、三辺徹、及び中央線列車勤務車掌長井一夫を証人として申請いたします

裁判長 検察官の御意見は。

検察官 然るべく……ただ、只今の証言の内容により、打合せたい事項が生じたので、約十分の猶予を頂きたいのですが……。

裁判長 弁護士、如何です？

岸本 (自信満々) どうぞ。

裁判官、合議の上、

裁判長 では二十分休憩し、二時三十分より只今の三名を証人として取り調べることにします。

廷吏 起立ッ。

裁判長以下裁判官、出てゆく。

## 9 会議室裏の廊下

裁判官、会議室の机に書類を置き、廊下へ出て来る。

左陪席 (話の途中) 僕の同期生も随分弁護士になりましたが、弁護士の仕事って、被告だけの立場で物事を追求出来るし、自由だし、収入もぐんといし……。

裁判長 (ニコニコと) ダメダメ、羨しがっちゃあ。

裁判長、深呼吸。

右陪席 よく晴れましたね。

裁判長 うむ、近頃のスモッグはひどいですからね。

左陪席 この風で吹きとんだんですね、スモッグも……。

裁判長 (うなずいて、右陪席に) お子さんの高校受験はどうですか。

右陪席 いや、頭が痛いです。

右、左陪席、煙草をのむ。

向うの扉から被告出て来る――まぶしそうにうなづく。  
警官、エレベーターのボタンを押し、中へ消える。

## 10 法廷

岡崎、書類を風呂敷に入れ終り、

岡崎 じゃ、あとは頼むよ。

岸本 ハイ。

岡崎と岸本、出てゆく。

検察官と戸田警部補が密談している。

戸田 鍵の所在を調べなかったのは失敗でした。

検察官 煙草と井もまずいよ。

戸田 まさか法廷で自分をヒックリ返して来るとは思わなかったもんですからね。

検察官 早速隣の金物屋も当たってみるんだね。

戸田 ハイ。

二人、頭をつき合わせて話し出す。

O・L

## 11 廊下

羽田、去りかけるが、思い直してとどまり公衆電話をかける。

岸本、煙草を出すのが、芳江に気付いて寄ってゆく。

岸本 失礼ですが、貴方は高井君とどういう関係ですか？

芳江 ……友達です。

岸本 ただ、単なる……ですか。

芳江 ……あの人と境遇が同じもんですから。

岸本 じゃ矢張りお父さんもお母さんも……。

芳江 (うなづく)

岸本 高井君は、僕にどうして貴女のことを云わなかったのかな。

芳江 ……あの人が、近頃自分の境遇を隠したがってるんです。

岸本 孤児院で育ったと云うことを？

芳江 私、あの人が判らなくなったんです。

岸本 ……？

## 12 会議室

裁判官もニコニコと仁丹を口に入れている。

左陪席 処で、今の法廷のように、捜査に欠陥がある場合、事実の認定にかなり響いてくることもありうるわけですね。

右陪席 たしかに捜査の欠陥を裁判官が背負い込んで苦しまなければならないことも出て来るんですよ。

裁判長 そうですね、捜査の段階で重大なポイントに欠陥があると、いくら法廷で調べて

も真相がつかめないこともありますからね。そうすると「疑わしきは罰せず」で無罪になる……処がマスコミの裁判批判もからんで、国民の側からはどうしてあれが無罪なんだという疑いになって裁判所へはね返ってくる場合もある。逆に無罪だといわれている事件が有罪になった場合も同じことが言えるわけですね。でも今の処は、これが裁判官の宿命みたいなものかも知れません。

延 吏 そろいました。

裁判長 さア入りましょうか。

(法廷へベルで合図する)

左陪席 どういうアリバイを立証しようと云うんですかね、弁護人は……。

### 13 法廷

証人、三辺徹が証言している。

岸 本 証人が新宿駅でこの被告を見送ったのは、何時発の列車ですか。

三 辺 十二月十日の夜、二十三時五十五分新宿駅発長野行の終列車です。

岸 本 被告はどこに行ったのですか。

三 辺 上諏訪の知り合いのところに商売のことで行くと言っていました。

岸 本 どうして見送るようなことになったんですか。

三 辺 この高井君は、その夜めずらしく酔っ払ったので、汽車に乗るのを見届けてやったのです。

岸 本 どの位い飲みましたか。

三 辺 五本位い飲んだでしょうか、少しごねてましたので特に送ってやったのです。

岸 本 尋問を終わります。

裁判長 検察官、反対尋問がありますか。

検察官 証人は十二月十日と述べていましたね。

証 人 はい。

検察官 十日だとはつきりしていますか。随分前のことですよ。

三 辺 多分十日と思うんですがね。

検察官 十日と確実に云えますか。

三 辺 そう云われると一日位いのズレはあるかも知れませんが、九日は東京に居なかったもので九日でないことは確かです。

検察官 反対尋問を終わります。

岸 本 裁判長、証人は一日位いのズレがあるかも知れないが、九日ではないと述べました。しかし、九日でなければ十一日の同時刻には被告はすでに警察で取り調べを受けており、十一日ということは考えられません。

### 14 法廷

証人、岡本昇。(上諏訪の知人)

岸 本 証人は被告を上諏訪駅に出迎えたことがありますか。

岡 本 あります。

岸 本 何日の何時頃ですか。



岡本 十二月十一日午前六時四分上諏訪駅着の列車です。  
岸本 どう云う訳で上諏訪に来たのですか。

岡本 当時、高井君が東京で安く品を仕入れて、私の店に納れるという話が進んでおり、私の店を見るかたがた取引の相談で来たのです。

岸本 その日はどうしましたか。

岡本 相談がすむと、高井君は昼間の十二時四十六分上諏訪発の新宿行急行で帰りまして。新宿には十八時半頃着のはずです。

裁判長の似顔。

アリバイ主張。

十日か？終列車見送り。

上スワ駅十一日午前六時四分。

アリバイ立証成立か？

岸本 十一日であることは間違いありませんか。

岡本 私は日記をつけておりますから……。

検事、反対尋問のため立ち上がろうとするが、あきらめて腰を下ろす。  
複雑、失望的表情。

## 15 法廷

証人、長井一夫（車掌）が証言している。

岸本 証人は国鉄の車掌さんですね。

長井 そうです。

岸本 証人は、十二月十日夜二十三時五十五分、新宿発長野行の終列車に勤務していましたが。

長井 そうです。

岸本 その列車は八王子には何時に到着しますか。

長井 真夜中の午前〇時五十四分です。

岸本 停車時間は何分間で、何時に発車しますか。

進行表を取り出し調べる。

長井 停車時間は四分間で、午前〇時五十八分に出発いたします。

岸本 その頃八王子駅で、予定以上の時間、停車していたことがありますか。

長井 いいえ、この列車はすべて定時に運行されていきました。

岸本弁護人が、地図のところに行つて説明する。

岸本 裁判長！ この質問をいたしましたのは、停車時間中に本件犯行が行われる余地のないことを明らかにするためであります。すなわち、列車の八王子駅停車時間はわずか四分間でありまして。駅から被告の店までの往復距離、及び店に入ってから出るまでの間をお考え下さい。四分間で本件犯行を行つて列車まで帰ってくることは、被告が忍術を使つても不可能であります。物理的に不可能であります。これは検察官と雖もお認めになることと思ひます。

ニガイ顔をする検事。

裁判長に対して、

岸 本 停車時間がわずかに四分間という点を御銘記願いたいと思います。

証人の方に向って、

岸 本 そこで証人に伺いますが、この人に記憶がありますか。

長 井 そうですね、……どうも、その日の列車に乗っていた、いい御機嫌のお客さんに似ているような感じはしますが……。

岸 本 沢山のお客の中で、特にこの人を覚えていには何か理由があるンでしょうね。

長 井 ええ、列車が上野原を過ぎたころですから、午前一時三十五分頃と思うんですが、四号車を通ったとき、お客さんから上諏訪着の時間をきかれまして、そのとき二合瓶の冷や酒をしつつこくすすめられてお断りしたんですが、そのときの人によく似ているようです。余りしつっこいんで少々腹を立てたので覚えています。

岸 本 この被告に間違いないと、何か特徴はないでしょうか。

長 井 そうですね……そうそう、たしかお酒をすすめられたとき、親指の根本のところにあるアルミ一円貨位いの赤いアザがあったように思います。

裁判長 被告、前に出て手をみせなさい。

検察官、前に出て来て被告人の手を見てぼう然とする。

岸 本 尋問を終わります。

裁判長 検察官の反対尋問は？

検察官 ありません。

長井証人、傍聴席へ。

岸 本 (自席で立って) 裁判長、検察官の御主張によれば、被告人は十日午前一時三十

分頃にベンジンで放火し、午前一時四十分頃に火は二階一面に廻って発見されたとなっています。然るに被告は、その同じ時刻に中央線下り列車で上野原駅を通過して居ります。火災現場を距ること実に列車で四十分の距離にあります。更に、検察官は犯行の動機を借金と保険金欲しさにおいていますが、こうした動機は被告一人に限らず、隣家の金物店も同様でした。しかも本件火災は漏電のためとも考えられます。以上の理由によりまして、この程度で証拠調べを終結し、論告弁論に入って速やかに判決を賜りたいと思います。

裁判長 検察官いかがですか。

非常に苦しい顔付。

検察官 本件捜査には、はなはだ遺憾の点があったことは認めるにやぶさかではありませんが、もう一回、短い時間で結構ですから御猶予をお願いいたします。

## 16 廊下

ドアが開いて傍聴人が出て来る。

山本と芳江、羽田を見る。

羽田、わざと肩を怒らせて去ってゆく。

石原が岸本のカバンを持って出て来る。

岸本が出てくる。

石 原 おやじさんが、みんなでおソバ食べようって。もうお店に行ってるんですよ、僕に早く岸本さん呼んで来いって。

岸本 (無言で笑う)

石原 今の事件ね、岸本さんすごかったですね。無罪間違いなしでしょう？

岸本と石原、去ってゆく。

芳江、追ってゆこうとするが、そのまま思い止まる。

## 17 法廷

検事、戸田、修習生の三人だけ。

検事 徹底的にやられたね、自白があんまりあっさり出たんで傍証がおろそかになったんだな。

戸田 済みません。

修習生 しかし、本当にあの被告が無実なら検察官としても喜ぶべきじゃないんでしょうか。

検察官 それはそうだがね……君達修習生にはいい勉強になったろう、今日の公判は……。

戸田 ですが、あのアリバイは余りに鮮やかすぎるとは思いませんか。

検察官 うん、そうなんだ。……アリバイづくりの為に車掌に酒をふるまったとする  
と、こりや大変悪質だからな。

戸田 もう一度やりましょう。やらせて下さい。

検察官 今度は徹底的にな。

戸田 ハイッ、自白があまりにスラスラ出たんで信用したのが失敗でした。早速アパー  
トのガサをやりましょう。

検察官 平行して金物屋の方もな。

## 18 法廷

全景俯瞰——被告前へ出ている。

岡崎、岸本が座っている。

検察官 (立ち上り) 被告のオートバイについて聞きたいんだが、ナンバーは東京×××  
×に間違いないね。

高井 ハイ間違いありません。

検察官 被告は本件火災のあった当時、新宿から上諏訪へ行く途中だったと云うんだが、  
そのオートバイは何処に置いといたんだね。

高井 あの……代々木のアパートです。

検察官 代々木のアパートね。……処が当夜、君のナンバーと同じオートバイを高尾駅で  
見ている者が居るんだがね。

高井 その、それは何かの間違いです。代々木の玄関に間違いありません。

検察官 ではそう聞いておきましょう。……裁判長ッ、その後の捜査により、被告のアリ  
バイをくつがえす有力な証拠を発見致しましたので、在廷証人として、高尾駅駅務係、  
遠矢元夫、被告の婚約者山口芳江、会社員鈴木一を申請いたします。

## 19 証言台

駅員制服の遠矢がしゃべっている。

(WIPE)

遠矢 ええそうです。最終列車が出てしまったのに、オートバイが駅前広場に捨ててありましたんで、不用心だと思ってナンバーだけ控えておいたんです。手帳を出し東京××××に間違いありません。

(WIPE)

## 20 証言台

サラリーマン風の男、鈴木一。

鈴木 あの後私も新宿で飲んで最終列車でしたから、あの電気屋さんの前を通ったのは、駅から三、四分と見て、一時丁度位だったと思います。まわりはもう暗いですし、何気なく電気屋さんの二階を見ると、ぼんやりローソクのようなアカリが見えたんです。いやゆれていたからローソクの火じゃないかと思っただけです。風も強いし、てっきり停電してるんだなと思いました。それっきり家へ帰った時にはもうそんなこと忘れてましたけどね……それから暫くして寝たと思ったら消防自動車のサイレンが聞えて来たんです。

(WIPE)

## 21 法廷

山口芳江が証人台に坐っている。

検察官 証人は被告と何時婚約したんですか。

芳江 三年ほどになります。

検察官 被告は証人に平気で嘘を云うという様なことはありませんでしたか。

芳江 ……。

検察官 いや、嘘が特にうまいと云う様なことはありませんか。

芳江 私達身寄りのない人間には、嘘を云わなきゃ生きてゆけない時だってあるんです。

検察官 証人は聞いていることに答えて下さい。

芳江 ……。

検察官 じゃ、被告のアパートを訪ねる機会はありましたか。

芳江 お休みには……掃除や洗濯をしに行っています。

検察官 被告の部屋でローソク立てを見たことはありませんか、背の高い銅のローソク立てです。

芳江 ハイ、亡くなられた御両親の写真の前に立ててあります。

検察官 本件火災発生後も、代々木のアパートへ行ったことがありますか。

芳江 ハイ。

検察官 そのローソク立てはありませんでしたね。

芳江 ……。

検察官 どうですか。

芳江 ……。

検察官、黙って紙袋からローソク立てを出す。

高井、愕然とする。

検察官 本件発生の直ぐ前頃、即ち昨年十二月の初旬に証人は被告のアパートで、ローソ

クのけずりかすか、こういう風なローソクを見ませんでしたか。

検察官、細工をしたローソクを出す。

芳江 ……。

検察官 見てなければ、見ないと云って構わないですよ。

芳江 (無理して)ありません。

検察官 裁判長、ここで搜索差押調書二通、及びこれらに明らかのように、本件火災の焼跡再搜索の結果発見されましたローソク立て一本、それから被告のアパートの流し元の二重スノコの間にはひっかかっておりましたローソクの芯一本を証拠物として提出いたします。さらに時刻表一冊を提出します。

裁判長 弁護人の御意見。

岸本 しかるべく。

裁判長 いずれも採用、物は領置します。

証拠は廷吏から書記官へ――書記官から裁判長に――

検察官 ……裁判長、検察官はこれらの証拠によって、被告人が当夜、新宿発長野行き終列車に乗車していたにもかかわらず、特殊の装置によって放火が可能であったことを明らかにしたので、若干本人に聞いてみたいのですが……。

裁判長 そこでいいから。

被告、立つ。

裁判長を中心に、時刻表を見る左右陪席。

検察官 君のアライバイのことで尋ねたいのだが、八王子駅から君の店まで普通に歩いて何

分かかる？

高井 四分位い。

検察官 四分ね。じゃ列車が四分間停車している間には駅との間はとても往復出来ないね。

……処で、君はオートバイで次の高尾駅まで行ったことはあるかね。

検察官、黒板の地図の前行き、

高井 商売で行ったことはあります。

検察官 何分位いかかった？

高井 ……そうですね……。

検察官 検証の結果では七十キロで飛ばせば、六分で行けるんだがね。

高井 そんなに飛ばしたことはないですからね、私は……。

検察官 (前科表を見て) 君は八十キロのスピード違反で白バイに三回も捕まり、隅田簡裁で一回目三千元、二回目五千元、三回目一万円の罰金をとられているじゃないか。

高井 ……。

検察官 しかも当夜遅く、君のオートバイは高尾駅にあったんだよ。

高井 だからそれは、誰かが店の鍵をコジあけて盗み出したとしか……。

検察官 盗まれたバイクを、上諏訪に行ってた君がどうして翌日都内で売りさばけたんだね。

高井 ……。

検察官 (裁判長に) 裁判長、時刻表をご覧願います。この列車の八王子着は〇時五十四分、そして次の高尾駅を発車するのが一時八分、その間に十四分の時間があります。し

かるに駅から店まで歩いて四分、（書き込む）店から高尾駅までバイクを飛ばせば約六分、（書き込む）合せて十分で高尾駅につくことが出来、充分元の列車に乗込むことが出来たと推定されるわけで、ギリギリ間に合う時間を考えますと、放火に約四分もの時間をついやすことが出来たと考えられます。

検察官、自席へ戻る。

検察官 次に、一時二、三分頃に作業した放火が何故一時四十分頃出火したかについてありますが、（被告に向い）君は戸田警部補の取調べに対し、エンジンを使用したと云っているが間違いないね。

高井 ……。

検察官 処で先刻、証拠として提出したローソクの芯だが、何に使ったんだね。

高井 ……夏、廻り灯籠に使ったんです。

検察官 検証の結果、たしかに君のアパートには廻り灯籠があった。しかしこの太さの芯を使うローソクはこれだよ、（と太いローソクを示す）廻り灯籠には入らないんじゃないかね。

高井 ……。

検察官 （やさしく）こういうローソクを造ろうと失敗した一本じゃないのか。そして、ローはコナゴナにして下水に流したが芯だけは流し元の二重スノコにひっかかった……。裁判長、弁護人の同意があれば、正式の鑑定によらないで、この放火装置によって二十分後、三十分後の放火が可能なりや否やについて実験したいのですが……。裁判長 弁護士よろしいですか。

岸本 （仕方なくうなづく）

検察官、実験の用意をしながら、

検察官 このローソクで十六センチあれば燃えつきるまでに二十五分かかります。只今は時間の関係上燃えつきる二分前の状況から始めたいと思います。この茶碗にエンジンを入れます。

ローソクに火をつけ、芯の先を茶碗に入れる。

ローソクじりじりと燃えてゆく。

短くなったローソク。

緊張して見つめる一同の顔。

益々短く燃えるローソク。

緊張はその極点に達する。汗びっしよりの被告。

ローソク燃えつきて、茶碗のベンジンに火が移って燃える。

高井 （ふてくされている）  
がっくりする岸本。

岡崎、その岸本をたたく。

芳江、放心したように出てゆく。

## 22 廊下

芳江、窓から外を見て立つ。

冬の窓にアドバルンが上っている。

他の法廷から最初のアベックが喜び勇んで出て来る。

弁護士、来て肩を叩く。

女は泣いている。

男 有難うございました。有難うございました。

弁護士 よかった、よかった。

女 先生のお蔭です。

弁護士 早速、被害者にお礼に行くんだな。

男 ハイ。勿論直ぐ参ります。

弁護士 余り有頂天になって、今度は君がひき逃げされん様にな、執行猶予中特に気をつけて貰わんとな。

それらの会話をバックに、芳江の顔に初めて涙が流れる。

開廷中のランプ消える。

岡崎と岸本、出て来る。

岡崎 疲れたろう。

岸本 (ニッコリ笑う) 依頼者にこれほど腹を立てたことは初めてです。

岡崎 僕も依頼者に何度か欺されたが、いつの場合も真実は動かなかつたよ。

岸本 しかし、身寄りのない被告が借金を抱えて、両親の写真に廻りドローを見せてる姿は僕にも想像出来る様な気がするンです。

岡崎 すさんだ気持がやらせた計画犯罪だな。さ、次なる仕事だ、仕事だ。

岸本 ハイ。

岸本、芳江を認めて行くこうとする。

岡崎、〃そつとしといてやれ〃と云う風に制し、二人、反対方向へ各々去って行く。

涙をふり払い、反対方向に去ってゆく芳江。

F・O

## 23 法廷

入廷する裁判長。

全員、着席する。

被告、前へ出る。

裁判長 では判決を言い渡す。主文、被告人を懲役八年に処する。訴訟費用は全部被告人の負担とする。……理由、被告人は、電気製品販売業を営んでいたが、昭和三十七年十月ごろより営業不振におちいり、負債約百二十万及び未払代金債務約八十三万円を負担し……。(エンド音楽高まって終る)

裁判長、退廷。

検察官、傍聴人も帰ってゆく。

被告、看守に手錠をかけられてゆく。

芳江、傍聴席の最前列まで出てゆくが、声がかげられない。唯一人立ちつくす。

芳江も去って行く。

――廷吏も去る。

無人の静まり返った法廷に、一つ一つ照明が消えてゆく中をスタッフ、キャスト。

(終)